

新たに施行される食品表示法とは

Q：「食品表示法」が来年施行されると聞きましたが、施行されればどのように変わるのですか。

A：「食品表示法」とは2013年6月に国会で成立した新しい法律です。現在、食品表示に関する法律は、「食品衛生法」「健康増進法」「JAS法」の3つがあり、これらをまとめた「食品表示法」を制定し、消費者にわかりやすい表示に統一することになりました。

「食品表示法」とは2013年6月に国会で成立した新しい法律です。現在、食品表示に関する法律は、「食品衛生法」「健康増進法」「JAS法」の3つがあり、それぞれで表示内容を定めているため、消費者、事業者の両者にとってわかりにくい表示となっています。そこで、3つの法律をまとめた「食品表示法」を制定し、消費者にわかりやすい表示に統一することになりました。公布から2年以内、2015年6月28日までには施行されます。

何が変わるのか？

- ・ラベルの表示項目は、名称、アレルギー、保存方法、原材料、添加物、栄養成分の量および熱量、原産地などです。
- ・現在は任意の「栄養成分表示」が、原則として義務化される予定です。ただし、5年間の移行期間が設けられます。
- ・栄養成分表示は、現行ではエネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの5項目ですが、追加が検討されています。
- ・高齢者でもラベルに記載された文字が読めるように、食品表示の文字の大きさの拡大や用語の統一が検討されています。

「機能性表示食品」の規定について

食品表示基準の中に、「機能性表示食品」の規定も含まれています。これまで、健康食品といえば、特定保健用食品、栄養機能食品のほか、国が規定していない「いわゆる健康食品」まで含むケースが多かったのが現状ですが、施行後は、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の3つの区分が栄養機能食品に含まれることとなります。概要は主に次のとおりです。

- ・新しい食品の名称は、『機能性表示食品』である
- ・消費者庁への届出など、詳細なルールは、食品表示法に基づく食品表示基準において規定される
- ・販売60日前までに消費者庁に事前届出を提出する
- ・機能性表示食品は、保健機能食品に分類される
- ・表示禁止事項が設定されている

機能性表示食品が事前に届出る内容

詳細は未定ですが、以下の届出が必要です。

- ・当該食品に関する表示の内容

- ・事業者名および連絡先などの事業者に関する基本情報
- ・安全性および機能性の根拠に関する情報
- ・品質管理に関する情報
- ・健康被害の情報収集体制
- ・その他必要な情報

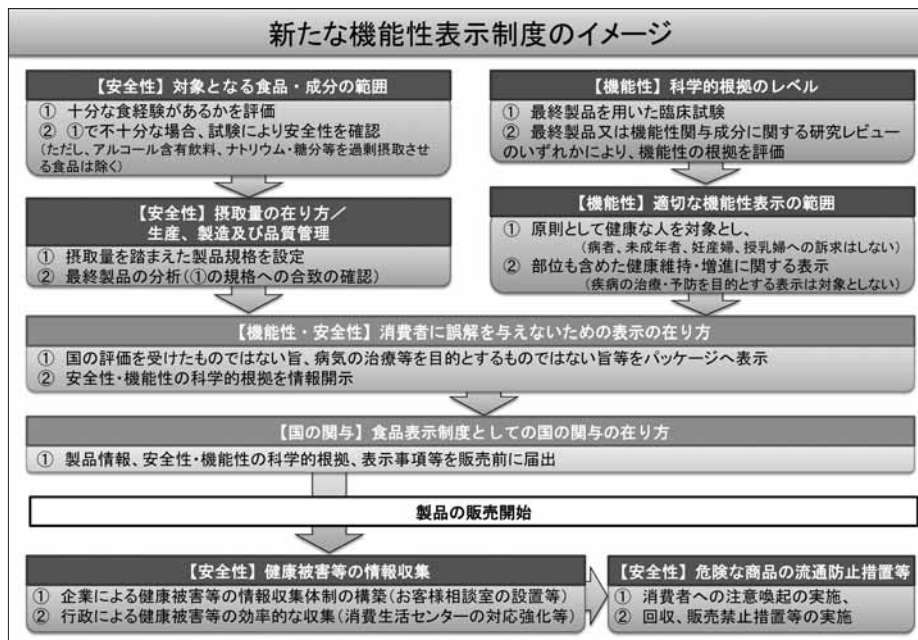
表示禁止事項

食品表示基準(案)においては、機能性表示食品に関して、幾つかの表示禁止事項が定められています。

- ・疾病の治療効果または予防効果を標ぼうする用語
- ・消費者庁に届け出た機能性関与成分以外の成分を強調する用語
- ・消費者庁長官の評価、許可または承認を受けたものと誤認されるような用語

食品の新たな機能表示制度を議論している消費者庁の検討会は、7/18の報告書案では、「目の健康をサポートします」、「肝臓の働きを助けます」といった体の部位ごとに効能を表示することは可能であるとしましたが、病気の治療に有効とする表現は認めないとししました。また、これらの商品は国の許可は必要ありませんが、包装に「国による評価を受けていない」との記載が必要で、販売事業者は販売前に科学的根拠を消費者庁に届け出ることや、健康被害が発生した場合に備えてお客様相談室などの連絡先の表示と、行政機関への速やかな報告が義務づけられる予定です。

表示基準違反をした場合の罰則も取り決められており、今までの薬事法、景品表示法などの法規に加え、この食品表示法の遵守についても、重要になってくるでしょう。



参考資料1)より

【 参考資料 】

- 1) 消費者庁ホームページ「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)関係資料」
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/kankeisiryoku_1.pdf
- 2) 朝日新聞2014年9月17日「機能性表示食品どんな制度？」